

## 清算機関に関する 金融商品取引法政令・内閣府令の改正

平成 22 年 4 月 8 日付ニュースレターにおいて、平成 22 年 5 月 19 日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（「平成 22 年金商法改正」）のうち、店頭デリバティブ取引の決済に係る改正の概要を紹介した。同ニュースレターでも述べたとおり、平成 22 年金商法改正は多くの事項を政令・内閣府令へ委任している。この度、平成 22 年金商法改正の一部が平成 23 年 4 月 1 日に施行された。本ニュースレターでは、同施行部分に関する政令・内閣府令の改正（「本政令・内閣府令改正」）により明確化された清算機関に対する規制の概要を紹介する。

### 1. 金融商品債務引受業の適用除外取引

平成 22 年金商法改正による改正後の金融商品取引法（「改正法」）は、清算機関により行われる業務の定義である「金融商品債務引受業」から、「取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる」取引に基づく債務を負担することを業として行うこと、を除外すると定めている。改正法は、適用除外の具体的な対象の定めを政令に委任していたところ、本政令・内閣府令改正は、外国清算機関が清算を行う取引のうち、「我が国の資本市場への影響が軽微なものとして金融庁長官が指定するもの」と定めた。したがって、金融商品債務引受業の適用除外取引の具体的な定めは、金融庁長官の指定を待つことになる。具体的にどのような取引が適用除外の対象として指定されるかは、国際的な店頭デリバティブ取引の規制動向その他の事情等も踏まえつつ検討されるようである。

### 2. 国内の金融商品取引清算機関

改正法では、財務基盤の強化の観点から、国内の金融商品取引清算機関に対する資本金規制が設けられた。必要とされる最低資本金の額の定めは政令に委任されていたが、本政令・内閣府令改正により、10 億円とされた。

### 3. 外国金融商品取引清算機関

改正法は、外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者は、免許を受け、「外国金融商品取引清算機関」として金融商品債務引受業を行うことができるものとした。外国の清算機関が、日本の市場で直接清算業務を行うことを可能とするものであることから、直接参入方式といわれる。これに関連して、本政令・内閣府令改正は、外国金融商品取引清算機関の免許要件のひとつである、海外での清算業務の経験年数を 3 年とした。

### 4. リンク方式

#### (1) リンク方式の認可要件

改正法では、国内の金融商品取引清算機関は、認可を受けて、他の清算機関と連携して清算業務を提供することができるものとした（いわゆるリンク方式）。リンク方式によれば、一定の認可要件を満た

す外国の清算機関は、上記の外国金融商品取引清算機関の免許を取得することなく、日本の市場でクリアリングサービスを提供することができる。これに関連して、本政令・内閣府令改正は、外国の清算機関とリンクする場合の認可要件として、当該外国の清算機関の海外での清算業務の経験年数を3年とした。海外の清算機関が日本の市場でクリアリングサービスを提供する方法は、直接参入方式とリンク方式があるが、いずれの場合も、海外での3年の経験年数が必要ということになる。

なお、国内の金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の直接参入及び外国の清算機関とのリンク方式における免許又は認可の要件及びその他の規制の主な相違点につき、別紙1を参照されたい。

## (2) 連携金融商品債務引受業務となる行為

改正法は、リンク方式における清算業務(連携金融商品債務引受業務)の具体的な内容の定めを内閣府令に委任していたところ、本政令・内閣府令改正は、以下の(i)～(iv)の4つの類型を定めた。

以下では、便宜上、リンク方式を行う清算機関のうち、リンク元となる国内の金融商品取引清算機関を「リンク元清算機関」、リンク方式の相手方となる清算機関を「リンク先清算機関」、清算対象の取引の当事者のうちリンク元清算機関の参加者を「リンク元参加者」、リンク元参加者の取引相手方を「取引相手方」という。また、以下の第一類型、第二類型及び第三類型のイメージについて、別紙2を参照されたい。

### (i) (第一類型)

①リンク元清算機関が、リンク元参加者及び取引相手方の債務を負担し、②負担した債務のうちリンク元参加者の債務のみを、リンク先清算機関に負担させる。

### (ii) (第二類型)

①リンク先清算機関が、リンク元参加者及び取引相手方の債務を負担し、②負担した債務のうち取引相手方の債務のみを、リンク元清算機関が負担する。

### (iii) (第三類型)

①リンク元清算機関が、リンク元参加者の債務を負担し、その後、当該債務をリンク先清算機関に負担させ、かつ、②リンク先清算機関が取引相手方の債務を負担し、その後、当該債務をリンク元清算機関に負担させる。

### (iv) (第四類型)

その他、リンク元参加者の債務をリンク先清算機関が負担し、取引相手方の債務をリンク元清算機関が負担することとなる行為。

なお、第四類型において、第一類型、第二類型又は第三類型に該当しないその他の行為がカバーされるため、内閣府令で連携金融商品債務引受業務の類型が定められたことによってリンク方式での清算の方法や法的構成が制限されることは実質的にはないと思われる。

以上

\*\*\*\*\*

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。

<連絡先>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
〒106-6036  
東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

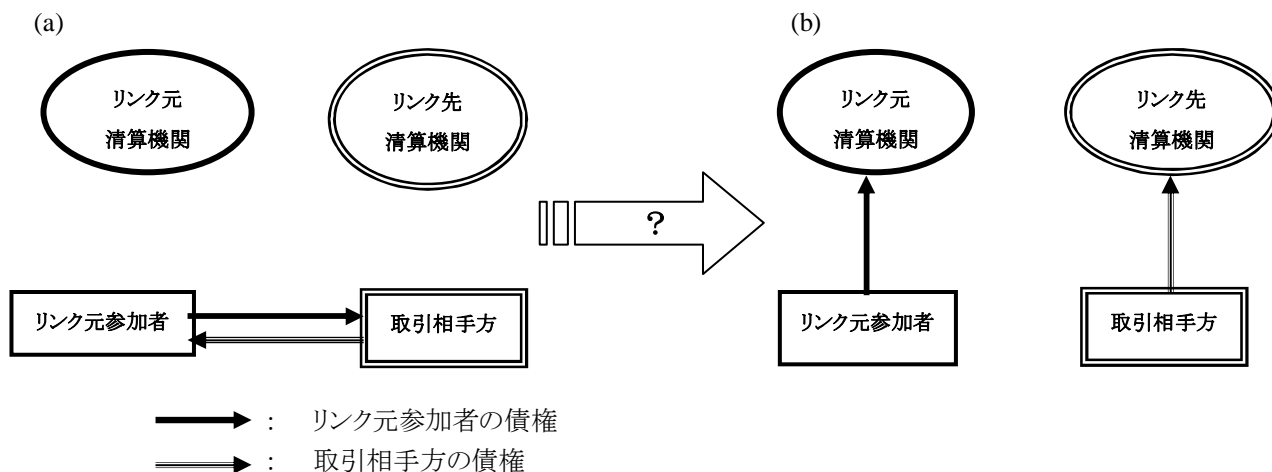
弁護士 小林 英治  
電 話 : 03-6888-1096  
Eメール : eiji.kobayashi@amt-law.com

弁護士 久山 亜耶子  
電 話 : 03-6888-5812  
Eメール : ayako.kuyama@amt-law.com

(別紙 1) 国内の金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関(直接参入方式)及び外国の清算機関とのリンク方式に対する規制の比較

	国内金融商品取引 清算機関	外国金融商品取引 清算機関 (直接参入方式)	リンク方式 －海外 CCP (外国金融商品 取引清算機関でないもの) とのリンクの場合
許認可	免許	免許	国内のリンク元清算機関に対する認可
法人形態	株式会社	外国で許認可を受けた外国法人	海外 CCP は、外国で許認可を受けた外国法人
必要経 験 年数	－	3年	海外 CCP につき、3年
代表者の 設置義務	－	国内代表者が必要	海外 CCP につき、国内代表者は不要
最低 資本金	10億円	なし	海外 CCP につき、なし
資本金額 の変更	減少:認可 増加:事前届出	事後届出	海外 CCP の資本金額の変更につき、事後届出
定款・業務 方法書の変 更	認可	認可	海外 CCP の定款・業務方法書の変更につき、事後届出
兼業規制	承認	なし	なし
主要株主 規制	あり	なし	なし

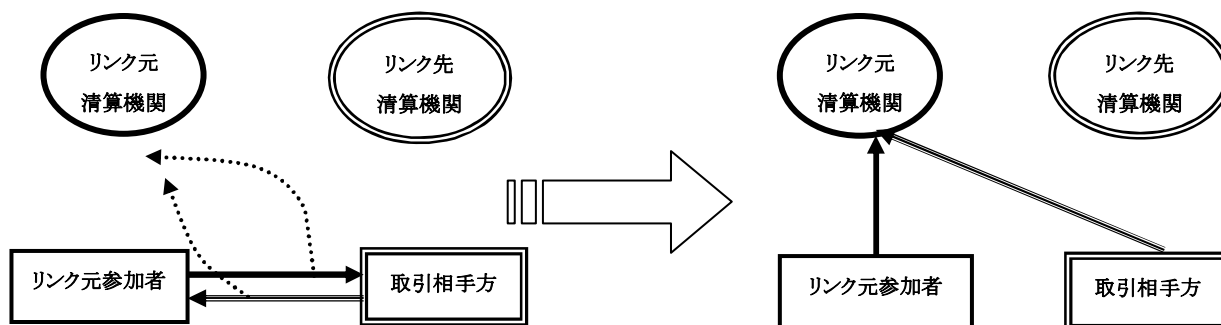
(別紙2) リンク方式における連携金融商品債務引受業務の概念図



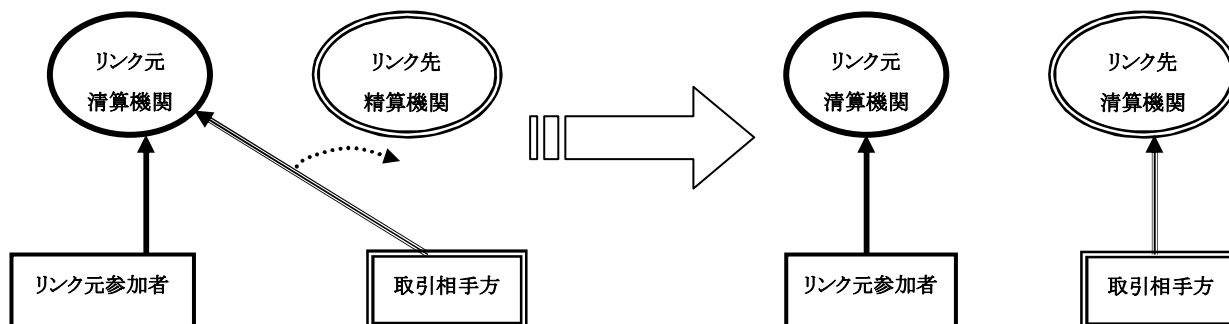
※ リンク方式では、(a)の状態から(b)の状態にすることにより清算業務が行われる。すなわち、リンク元参加者と取引相手方との間の債権債務関係を、リンク元清算機関とリンク元参加者との間の債権債務関係及びリンク先清算機関と取引相手方との間の債権債務関係に変更する。

(1) 第一類型

(i) 第一段階 -- リンク元清算機関がいずれの債務も一旦負担する。

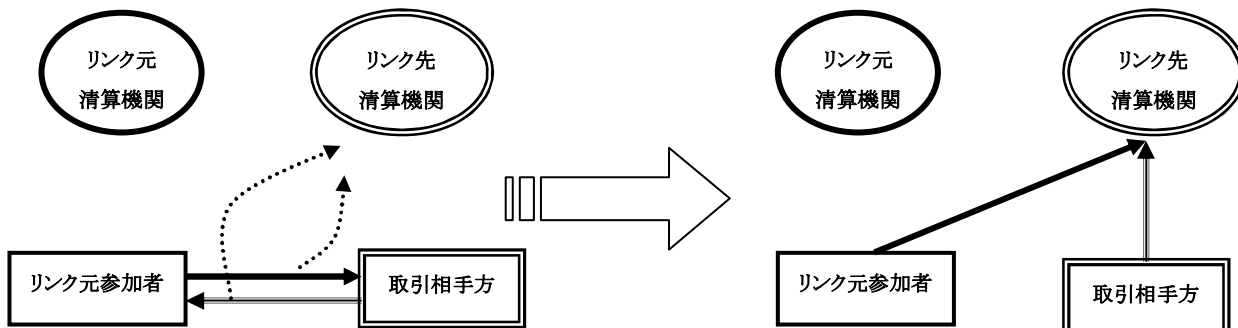


(ii) 第二段階 -- リンク先清算機関が取引相手方の債権に関する債務を負担する。

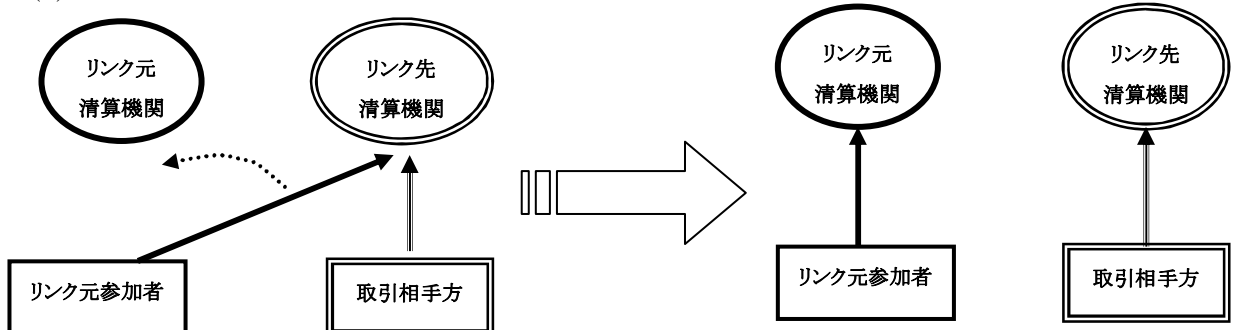


(2) 第二類型

(i) 第一段階 -- リンク先清算機関がいずれの債務も一旦負担する。

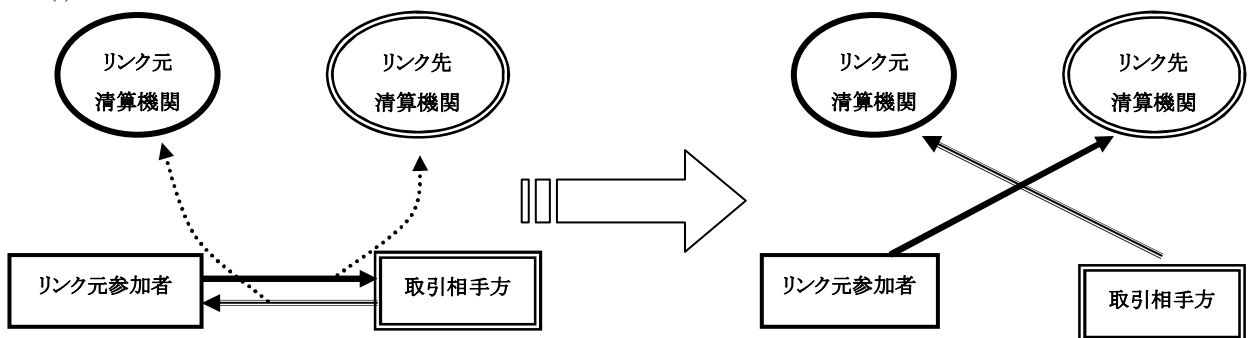


(ii) 第二段階 -- リンク元清算機関がリンク元参加者の債権に関する債務を負担する。



(3) 第三類型

(i) 第一段階 -- それぞれの清算機関がそれぞれの当事者の債務を一旦負担する。



(ii) 第二段階 -- それぞれの清算機関が引き受けた債務を他方の清算機関に負担させる。

